

函館市事業仕分けの概要

平成24年11月25日(日)第1班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・進行役から説明

■1-8-1 函館市社会福祉協議会貸付金についての説明

- ・資料に基づき, 保健福祉部地域福祉課から説明

■1-8-1 函館市社会福祉協議会貸付金についての質疑

(F 委員)

貸付の条件について確認したいのですが, 低所得者の「所得」に関する基準が無いということですが, 本当にそうなのかということと, 応急生活資金貸付要領の内容を見ますと, 貸付対象者として, 返済能力があつてかつ低所得である者などと規定されています。返済能力があるということについて判断する際の基準等はあるのかということについて, まず教えていただきたい。

(説明者)

低所得者を判断する基準ですが, これは函館市で行っている生活保護基準に準じて行っております。

(F 委員)

その基準に準じていると。

(説明者)

はい。対象者が生活保護のボーダーの方を基準としているという考え方になりますが, 事業の目的が生活保護のボーダーの方が生活保護に陥らないためのひとつの方策として出している貸付金ということもありますので, 生活保護の基準の前後の方を対象にしているところなんです。それから返済能力についてですが, 返済能力の確認は, まず仕事を持っているかどうかというのをひとつの基準にしていまして, 実際にどういふところに勤めて, 月額いくらの支給を受けているか, そういった確認をしています。

(F 委員)

そうしますと生活保護受給者も対象になるのですか。

(説明者)

対象になっています。

(F 委員)

滞納が発生しているということで、追加の資料の時効完成見込みにもあるんですけども、この内訳の中に「償還困難」というのがあります。理由はいろいろあると思いますが、具体的にはどういう場合になりますか。それから、先ほど生活保護受給者も対象になるとありましたが、生活保護受給者でこの貸付を受けている方で、償還が難しいという事例があるのかどうか。

(説明者)

委員ご質問の償還困難ということについての定義ですが、聞き取りの中で収入と支出の状況を確認する中で、償還する余力がない状況に陥っている世帯を償還困難としています。具体的には先ほどもありましたが、生活保護を受けている方もいらっしゃるし、生活保護を受けていないが、ぎりぎりの生活をしている方、もしくは生活保護基準に合致するような方でも生活保護を受けていらっしゃらない方もいますので、返済にまわす余力のない方、こちらを償還困難というふうに、これは調査の結果、聞き取り調査等で状況を把握した中でこのように分類しています。それから、生活保護を受けている方が、貸付を受けている状況ですが、ここ3年くらいのデータを見ると、概ね3分の2程度が生活保護受給者への貸付ということになっています。

(F 委員)

生活保護受給者が3分の2を占めるということですが、やはり返済していただくためにも就労して、しっかり収入を得てもらって、ということになると思うんですけども、就労支援のほうも社会福祉協議会でされていますよね。

(説明者)

生活保護受給者への就労支援に関しては、市役所の生活支援課で行っています。

(F 委員)

そうしますと、そことの連携が当然出てくる、必要だと思うのですが、そのあたりはどういうふうにされていて、十分なのかどうかということですが。

(説明者)

貸付の時点で、生活保護を受けているかどうかという確認を福祉事務所と社協の間での連絡調整はしては、その後、滞納が発生した時点で、最初から生活保護だとわかっているものに関しては、福祉事務所を通じて状況の確認またはケースワーカーを通じての返済の促進、真の意味での督促ではないのですが、滞納をしないようにというようなアドバイスをしていただくようなことはしている。その連携は随時図っています。

(F委員)

貸した資金をちゃんと返済していただけるように、社協のほうでもいろいろな働きかけをするということですね。具体的に返済してもらうためには、やはり所得を得なければなりません。しかし、そのための就労支援は市のほうでやると。緊密に連携されていると思うのですが、ともすれば担当が違ふとかということになって、もう、貸すだけは貸す、それで返済してくださいと言うんですけど、仕事はない。その仕事の方は、市でやるということで、仕事として分業になっていますので、そういうふうにならないように取り組んで頂きたいと思います。

(A委員)

お金の流れで確認させていただきたいのだが、毎年約1千万円の予算で貸付しているようですが、このうち市に返済されるのは、それを原資に貸付した社会福祉協議会が、実際に借受をした人から返済を受けた額が函館市に返済されるという流れのなかで、追加資料でいただいた6,200万円ほどの返済が滞っているというような理解でよろしいのですか。

(説明者)

はい。1点申しますと、市が1千万円を貸し付けて、例えば、社協がそのうち900万円を貸したとします。まず残っている100万円は返してもらい、それとは別に、収納した分も返してもらいます。そのようなやり方になります。

(A委員)

わかりました。そうしたなかで、実際に貸付するのは社会福祉協議会なので、そちらとの連携だという話がありましたが、返済をしていただくということに関しても、函館市としての管理運営でどこまで口が出せるのでしょうか。

(説明者)

委員ご質問の趣旨は、市が、借りている市民ひとり一人に対してのやりとりがどうかということでもよろしいですか。私どもの貸付先はあくまでも社協ということで、社協へ

の指示、指導というものはやっております。第三者という言い方をさせていただきますが、市民に対する貸付の部分については、私どもは第三者ということで、社協を介してしか指導はできませんので、個人に対しては、私どもで返済を促したり、市から直接促したりということはしておりません。

(A委員)

追加資料でいただいた時効になってしまう部分を見ますと、4,500万円と非常に大きな金額です。確かに中身を見て、死亡や破産ということで返済できませんというケースが一定数発生するというのは、もう仕方ないと思います。そういう事業なので、理解はできるんですけども、もともと保証人をつけるという話で、居所不明や調査困難というものについては、そもそも貸した段階での判定が甘かったのではないかというように見えるので、函館市としては、もっと厳しく指導監理をしていかないといけない。この事業が続いていくとすれば、そこを強化していかないと、こういった金額や件数は減っていかないと思います。逆に言うと、今の経済環境を考えると、増えていってしまうとすれば、市民の税金なので、なんとかこれを防ぐための努力をしていただきたい。

それから、他都市の状況を調べてみると、いろんなやり方が、それぞれの行政区であります。お金を貸す、返済を受ける、社会福祉協議会としては資金的な余力がないので、足りない分が出てきます。この足りない部分に関して、貸付ではなく補助金として、市が一定の負担をしているというやり方をしているところがあるのですが、例えば、そういったやり方との比較で、市としての負担や手間について、どちらが重たくて、どちらがメリットがあつてというような比較検討をしたことはありますか。

(説明者)

補助金としての比較検討は実際にはしていませんが、全国で同じような形での事業をやっているようです。ただ、この貸付に関しては、直営でやっているか、社協を通じてやっているか、社協でも原資的に余力がないということで、ほとんどが市の貸付金によるというやり方が一般的なやり方で、原資も含めて(独力で)やっているのは、社協ではほとんどないのではないかと思います。帯広市がまさに委員がおっしゃったようなやり方をしている市です。あくまでも貸付ではなくて補助金として原資をまとめて社協に差し上げて、その中でやりくりしているものです。足りなくなったら、補助金を追加するというやり方をしているのが帯広市です。私どもは帯広市のやり方がどういう内容なのか、調査研究はしていませんでした。道内でも、帯広市のようなやり方は少ないと考

えていたので、今後のあり方を検討する上では、やはり多様な手法というものもいろいろ研究していかなければならないと考えておりますので、今後帯広市に確認をして、研究してまいりたいと思っております。

(A委員)

どちらがいいのかというところまでは私もわからないのですが、場合によっては、その方がメリットが大きいというケースも考えられるので、ぜひ検討していただきたい。参考までに、ご存じでしたら教えていただきたいのですが、この制度は全国的に同じ制度で、北海道内の都市の資料を見ても、滞納の額というものがほぼ同じくらいのもので発生しています。函館市の回収率は90%を切っており、若干、ここは努力不足かなと見える部分もあるのですが、函館市として、函館の社会福祉協議会がということではなく、法制度に則るとだいたい同じくらいの状況になってしまうということなんだと、資料を見て判断してきましたが、今年か昨年か、全国の社会福祉協議会で生活福祉資金のあり方検討会が開催されていたと思います。この状況で、各自治体がやはり非常に苦労しているということを受けて、どうしていったらいいんだろうと。当然、低所得者に対する支援という意味で、借りるハードルの部分がある程度見直すということはあると思いますが、償還していただくためのあり方についても、かなり突っ込んだ議論がされていたはずですが。その後、どういう方向性が定まったのかということについて、私も情報を得てなかったもので、今の全国的な動き、それから社会福祉協議会としての考え方というものが、この制度に対してあれば教えていただきたい。

(説明者)

委員ご指摘の内容は生活福祉資金という、うち独自のものとちょっと内容は違いますが、函館の場合は函館社協でも貸しており、北海道社協が貸付主となって、函館市社協が窓口となっています。その原資がどこから来ているかというと、国が全社協を通じて、道社協に貸付をしている制度で、そちらは滞納が発生すると、国で補てんをする仕組みができあがってしまっていて、制度自体も全国一律です。多少、都道府県ごとに、貸せる人の所得の考え方などで差があったりするのですが、基本的には全て同じです。国も生活保護に陥らない「第二のセーフティーネット」ということで位置づけをしているような制度です。こちらは全社協でオールジャパンの制度として対応を検討していて、11月6日に全社協の会議がありまして、そちらの資料を入手して見ていましたが、委員のご説明の話とそれほど内容的には変わっていませんでした。今後どうしていくか検討してい

かなければならないというトーンで終わっておりまして、具体的に踏み込んだ内容にはなっていませんでした。

(A委員)

もちろん必要な制度という認識はしているが、他の市民の負担が増えて行くようなことのないような制度運営を、ぜひ函館市としてもお願いしたい。

(C委員)

応急生活資金の事業は、あくまでも社協の独自事業と考えてもいいですか。

(説明者)

はい。

(C委員)

市の方からの委託ということではないのですね。

(説明者)

はい。

(C委員)

市の方から補助が出ているというのは、あくまで貸付事業に対しての事業運営資金という形で出ているのですか。

(説明者)

補助金としては、社会福祉協議会補助金の中に含まれているんですけども、あくまで事業部分として支払っています。

(C委員)

それと、このいわゆる時効完成分というか、時効完成分の処理の部分は、金額が変わってくると思いますけれども、いろいろ報道のほうでこの貸付について、どうしようとしているのかいろいろ報道されたりしていたのですが、その後の検討は進んでいるのでしょうか。

(説明者)

不納欠損分の処理でしょうか。

(C委員)

どういうふうに不納分を認定して、その処理を市が持つのか、社協が持つのかいろいろ新聞報道に出ていたんです。その後、検討は進みますでしょうか。

(説明者)

新聞報道でこういった内容が出ていたのかというのが、記憶にありませんが、この関係につきまして、これまでも議会の質問などでは出ているところです。当課といたしましては、不納欠損の処理の部分、いろいろ難しい問題はありますけれども、まずは社会福祉協議会でやっている事業ですので、社会福祉協議会と第三者の相手、要は市民に対して不納欠損処理をまず行わなければなりません。そして不納欠損処理を行ったうえで、市と社協の関係での債権整理をしなければならない、という二段構えになります。社協が第三者に対して、どれだけ今の滞納状況、個別の滞納状況があるかどうかの確認、みなさんにお示ししている資料も、やっとここまでの調べをやるようになりましたし、これをやったうえで時効が成立している件数も、やっとわかりました。この段階で、第二段階としては、社協で不納欠損処理をするという、規定の整備を今社協で行っているところです。それが完成して、社協で不納欠損処理を行い、市の方に債権放棄、これはまだ決定ではないですが、債権放棄の手続をとって、最終的にこの債権の処理を行っていくと。今のところはそのような状況で動いております。

(C委員)

何年くらいでこれを整理するとかというのはありますか。

(説明者)

はっきりとは言えませんが、今年度か来年度中にはやる方向で考えています。

(C委員)

本来は社協に貸し付けている貸付金ですので、本来は社協が責任をとらないといけな
いと思います。制度自体を否定するわけではなくて、管理の仕方がどうかという問題に
なると思います。住所うんぬんから何からいろいろありますけれども、制度的な部分で
言えば、生活保護という制度があって、さらに貸付という、あくまでもこれは補助じゃ
ないので、貸付という制度の中で、生活保護以上の部分で借りられる、急に出てきた場
合にという形の趣旨の貸付なわけです。実際の規定の作り方を見ると、あくまでも返せ
る人という規定の作り方になっていて、その前提は、補助的な意味合いというのは、こ
の規定の作りこみでいうと無いような感じになっていると思うんです。あくまでも連帯
保証人が立っている中で、ここで死亡がまず150件あって、死亡者の連帯保証人にいく
べきであるのに、ここの部分が全然されてないので、そのまま残っているという形です。
ほかのところもそうですけれども、これはあくまでも社協の独自事業ということであ
れば、その部分は返していただくというのが本来でしょうし、返せないということであ

れば、行政側としても指導という形で、管理の仕方をきちんと社協に対して物を言えないと、単なる補助という形で終わってしまいますし、ここの貸付の規定自体、意味を成さないと思うんですね。もし、こういう形で貸付をやるのが無理であれば、きちっとした補助金的な部分の制度を見直すべきであって、例えば、未償還金は時効未完成の部分を含めると、6,200万という金額になります。これは収納が困難というよりも、完全に見込みというところが、とれない人ばかりですよ。ほとんど不納な状態になっている方ばかりなので、ほとんど残高は焦げ付いている状態になりかかっている感じが受けます。それを今度はその不納分をどれくらいの処理をするのか、1年で一気にやってしまうのか、何年かに分けてやるにしても、今財政再建をめざしていろいろ作っている中で、ここの部分が回収ができないということになりますと、財政上、貸付金で出ている部分が、いわゆる不納になるわけですから、市の財政としては6,200万円の赤字になるわけです。いわゆる税金で全部補填するわけですから、規定上でいくと、形で行くとまずいのではないかと非常に受けます。後、教えていただきたいのですが、19年度の1,900万円ほど返済額があるのですか、何でここだけ倍くらいになっているのですか。

(説明者)

平成19年度分において極端に返済額が多い理由は、平成15年に応急生活資金を舞台にした不正受給事件、職員による使いこみ事件が発生しまして、その額がおおよそ900万円でした。これを一括で社会福祉協議会が平成19年度に返済をしています。これが上乗せになっていますので、この年度だけ多くなっています。

(C委員)

平成18年度以降は、返済額はある程度きちんと返されている状況で、逆にいえば、返済不能部分は、これ以前の平成10年以前の分が全然管理されていなかったのではないかとこの疑問と、今話されたように、23年度つかまえたということであれば、本来は市として行政責任として、市の税金を入れている訳ですから、社会福祉協議会に指導を徹底していただきたい。もう一点ですが、事務補助の部分が、職員2人当たりの事務費を含めて約900万円近く確か入っている訳ですよ。

(説明者)

人件費が500万円と事務費が130万円で、合計630万円です。

(C委員)

その部分が入っている中でこういう状況であれば、逆にいえば、補助金の方の人員

的な問題や事務の流れが正規にきちんとされているのかどうか、逆にいえば、管理していないということになれば、ただ貸付業務だけで600万円の補助金もいいのかどうか疑問も出てきます。その辺で、やり方自体ももう一回きちんと、そういう数字が出てきた以上、社会福祉協議会に対して、なんらかのアクションを、国の制度がせつかくあるのであれば、市でわざわざ補助を出して貸付しないで、国の制度主体でやってもらえればいいのかと個人的には思います。

(B委員)

戻ってくる可能性のないものを、いつまでも引っ張って行くというのは、どこかで考えなければならないと思います。人件費を補助しているということですが、これは具体的にどういう業務をしているのでしょうか。本来の事業仕分けとは関係がないのですけれども。

(説明者)

まず、人件費は、2名分を補助しています。一人分が平成23年度でいきますと320万円、もう一人が180万円です。一人の方は、貸付業務および日々の相談に来て、審査して貸付をする貸付業務と、返済を受け付ける、滞納したら督促するといった業務に従事しています。もうひとりの臨時職員は、今回滞納分を明らかにした調査を過去の分をさかのぼってやった臨時的な仕事として、合計500万円となっています。一方、事務費ですが、137万円支出しています。そのうち90万円が応急生活資金の管理システムのシステム関係経費で、パソコンやシステムを運用する経費です。その他、督促状を送る郵送料だとか戸籍謄本や住民票など、滞納者の追跡調査を行うのに必要な事務経費として47万円です。このような内容になっています。

(B委員)

そうすると、原資貸付のほかに、これだけ経費を税金から支出しているわけですけど、社協は何をしているのですか。社協は、貸付に対して何も負担していないということになりますか。

(説明者)

社協で、この事業にかけている経費はもう少し多いです。例えば、課長として管理職員を1名置いています。この者は全て応急生活資金のことだけをやっているのではなく、いろいろな事をやりながら、兼務ということ形で管理者になっています。また亀田支所でも貸付業務を行っていきまして、亀田支所も応急生活資金を専任で行っている職員では

ありませんが、兼務で他の仕事もしながらやっていますが、こちらの経費等は全て社協がみています。事務費の中でも、全ての経費をこの137万円で賄っているわけではなく、持ち出しはかなり多いとは聞いています。

(B委員)

原資は1,000万円ですよ。ということは1,000万円の貸付をするために、ひょっとしたら、それ以上経費がかかっているということになりますか。

(説明者)

はい。

(B委員)

今見ていますと、小樽市のケースについて、小樽市は制度が二つありまして、生活保護のと分けています。財源について、一方は貸付金返済による収入とありますが、これは市の財政から全く持ち出しをしていないというケースですか。

(説明者)

完全に自主財源であると聞いています。

(B委員)

社協の自主財源ですか。

(説明者)

はい。

(B委員)

小樽市がこのような制度を持っているということは、こういうやり方も可能だということですか。

(説明者)

すいません。小樽市の詳しい状況については確認していないので何とも言えませんが、例えば、仮の話で恐縮ですが、ある一定の額、例えば1億円でもいいですが、それを原資にして貸して、自転車操業みたいな形で、返ってきたらまたそれを原資に充てるというやり方でまわしているのかと。ある程度の原資を持って、資産を持ってやっているのかなと思っています。ある程度の資産がないと、直接、社協の日々の運営費に影響があるので、なかなか難しいのかなと思います。調査していませんが、ある程度の額をプールしてやっていると思います。一方、「小樽市(2)」となっている市の生活保護の方に貸し出す資金は、完全に市が函館市と同じように、原資は市の税金の中から出している

もので、これは社協とは全く関係ないものです。

(B委員)

この返済による収入ということは、過去に貸し付けてあるところが元になっているの
でしょうけれども、それで返済された分だけを貸付するということですか。

(説明者)

あくまでも予想で、詳しくわかりませんが、これも返ってきた分をそのまま貸付に回
しているという状況だと思います。

(D委員)

6,200万円の繰越未納額に驚いています。これは、函館市が貸付条件を社協に示して、
1,000万円を資金として貸す。その他に、社会福祉協議会が別に貸付条件があつて、市
のそのまま受けた要件で貸すということですか。

(説明者)

社協は貸付規程というものをもって、それに基づいて、貸付をしています。こちらは
市と契約を結んで貸付をしている中に、要綱なりをもってやっていますが、これと同じ
なので、市の基準と社協の基準に違いはないと考えています。

(説明者)

条件は函館市と同じなのですが、市の要領に無く、社協の規定にあるというものの中
に、未償還者への再貸付の禁止というものがあり、貸付を返済しない世帯には再貸付を
行わないということが社協の規定に明記されています。

(D委員)

保証人は何人ですか。

(説明者)

一人です。

(D委員)

保証人の条件はありますか。

(説明者)

あります。この保証人の条件も、社協の規定の中にありまして、函館市では連帯保証
人一人を立てるという規定はありますが、その具体的な要件については、社協のみの規
定の中に入っています。その内容は、市内に1年以上居住していることと、一定の職業
を有するか、また返済能力を有しかつ独立した生計を営んでいることの二つが条件に

なっています。

(D委員)

この貸付金の生活資金は10万円、災害は15万円ですね。

(説明者)

はい。

(D委員)

非常に高い金額ではないです。にもかかわらず、繰越で6,200万円。過去に債権放棄した数字はありますか。

(説明者)

これは昭和43年からやっている制度で、この6,200万円というのは、過去40年の積み上げがこういう形になっています。その間に債権放棄、不納欠損処理した例は1件もありません。この不良債権を持っていてもどうしようもないので、社協からも何とか処理したいという話がありますので、現在、その不納欠損処理に向けて検討しているという状況です。

(D委員)

表の見方で教えてください。表の中に、期初残高、原資貸付額、隣に、うち個人貸付とありますが、これは全部個人貸付なのですか。

(説明者)

まずこちらの表の見方ですが、原資貸付額というのは、函館市から社協に貸した額が1,000万円です。そのうち個人貸付というのは、社協が個人に貸付を行った額で、その差額は、当然未執行ということで市に返していただかなければならないので、このような書き方をさせていただきました。

(D委員)

それから、貸付する月ですが、4月、8月、12月となっていて、400万円、300万円、300万円となっています。これは、事務の合理化で貸付する月を決めているということですか。

(説明者)

こちらは、本来は、例えば、月締めで毎月払うとか、年度の初めにドンと1,000万円を貸し付けてもいいのですが、あまりにも実態とかけ離れすぎているのもどうかと思ひまして、また、毎月毎月ということになると事務も煩雑だということで、そこの折り合

いのいいところということで、貸付の実態にあわせて、それは今までの経験からですが、3分割で年3回という形で支払いをしています。これは委託料だとか、補助金だとかも、年間の分をまとめて払うのではなく、仕様の実態などにあわせて分割しているのと基本的に同じ考え方です。

(D委員)

4月が貸付する月になっていますが、5月に資金が必要になっても、8月まで待たなければならぬということになりますか。

(説明者)

もし、仮に4月にそのお金を全て使いきってしまったと、4月の1か月で300万円を全部貸し出しに回してしまったとすれば…。

(説明者)

ここに書かれている月は、函館市が社協に対して行う貸付の月です。これにあわせて、個人、市民に対して貸付を行うわけではなく、社会福祉協議会では通年で貸付を行っています。函館市が例年の執行状況を見ながら、おおまかにこの月に分けて社協に貸し付けているものです。

(D委員)

それでは社協で、その4月に400万円の原資をもらって、300万円貸して100万円余ってれば、残高があればその中でまた貸付するということですか。

(説明者)

そうです。

(E委員)

この応急生活資金を申請してお金を貸し付けてくれるまでの期間と、もう一つ生活福祉資金貸付制度で、これは連帯保証人もなく結構楽なんですけど、その場合の申請して下りるまでの期間は差があるのですか。

(説明者)

まず応急生活資金ですが、おおむね4日程度です。これは資料の揃い具合ですとか、資料の追加・再確認がなければ、4日程度で貸付に至っています。生活福祉資金は、函館市の社協は、審査も多少しますが、基本的には受付だけで、貸付の決定行為は札幌の北海道社協が行っています。そのため、緊急小口貸付というのが一番早く貸付を受けられるのですが、それでもおおむね1か月と聞いています。

(E 委員)

例えば、仕事が来月に見つかるんだけど、今、緊急で足りないという時には、連帯保証人は必要ですが、やはりこの応急生活資金を申請した方が早くお金が入ってくるということですね。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

函館市社会福祉協議会貸付金（応急生活資金）では「廃止を検討」が1票、「制度の抜本的な見直し」が3票、「実施内容や手法の改善」が1票、「現行どおり」が1票、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-8-2 施設管理運営経費についての説明

- ・資料に基づき、生涯学習部戸井教育事務所から説明

■1-8-2 施設管理運営経費についての質疑

(B 委員)

再編を検討しているということですが、おおまかな案というのはできていますか。

(説明者)

まだ具体的なところまではできていません。

(B 委員)

施設が老朽化しているということですので、その再編の中には、それらの施設を統合するとか、新しい施設を建てるというような内容になりますか。

(説明者)

そうです。

(D 委員)

総合学習センターが、唯一利用者数が増えています、催事か何かですか。

(説明者)

人の集まる葬儀が関係していると思います。

(D委員)

経費決算内訳の賃金の欄で、郷土館と生涯学習センターがゼロになっています。どちらかに併用して勤務しているからゼロになっているのですか。

(説明者)

郷土館と公民館は渡り廊下でつながっていますので、実質一つの建物ということで、公民館の方で郷土館も対応しています。生涯学習センターについては、管理と清掃を町会にお願いしていますので、人件費ではなく委託料に経費が入っていることになります。

(D委員)

賃金欄の金額と調書の人件費とは関係ないのでしょうか。賃金と調書の人件費の数字が違うのはどうしてですか。

(説明者)

事業仕分け調書においては、総事業費として見ていただくため、教育委員会の予算である事業費のほか、別の予算事項で支出している我々や嘱託職員等の人件費についても参考までに記載させていただいております。従いまして、この経費決算内訳の賃金欄に記載している金額については、教育委員会の予算で支出している分ということでの記載になっておりますので、そういった違いがあるということです。

(E委員)

使用料の違いを見ますと、その単価が高いという感じがします。利用も、無料で利用している場合と有料で利用している場合がありますよね。結構同じような施設で、調理室があったり、研修室があったりしますが、これでこれくらいの金額、使い方は分かれていますのでしょうか。同じ地域にあるんですよね。

(説明者)

はい。そうです。

(E委員)

同じ地域に同じような施設が3つもあるというのはどうなのでしょう。利用料が結構高いので、安い方を利用する方が多いのか、施設自体の使い勝手もあるでしょうし。

(説明者)

距離，立地，大きさだとかが違いますので，それらで違うものと考えています。

(E 委員)

例えば，調理実習室もありますが，女性部だとか，地域だとか，いろいろな活動をしているグループとかあるのでしょうか。

(説明者)

そのようなグループは一つしかありません。各施設に調理室があるのは，合併以前からもそうですが，葬儀や集まりがあるときに料理を作って出すということがありますので，各施設に調理室があります。

(E 委員)

葬儀ですか。

(説明者)

葬儀や町会の寄り合いなどで料理を作って出すということもあります。

(C 委員)

公民館と総合学習センターと生涯学習センターのすみ分けはどのようになっていますか。

(説明者)

総合学習センターについては一番大きな施設となっており，大きなホール，畳の部屋も100畳くらいありますので，こちらは大きな集会，例えば，地域で行う文化祭など人のたくさん集まる場合に総合学習センターを使っています。総合学習センターや生涯学習センターは，地域の町会が町会のいろいろな集まりをするときなどに使っています。

(C 委員)

生涯学習センターや総合学習センターですから，本来は生涯学習を目的としたものでしょうし，総合学習センターは，公民館とすみ分けが難しいんだと思いますが，地図を見ると200メートルくらいで並んでいます。郷土資料館は昔から年間で数人しか利用しない状況で，資料があるのでどうしても展示しなければならないんでしょうけど，逆にいえば，生涯学習センターの建物があれば，本来の目的でいけばそちらで展示した方が，皆さんの目に触れるのかなということは，外部からの人間だとそのように受けてしまいます。

葬儀がメインで利用されているということでしたが，実際は有料なんですよ。

(説明者)

はい。

(C委員)

会場費だけですか。調理場は。

(説明者)

それは葬儀を行うそのときに、手伝いの方がやりますので、我々はタッチしておりません。

(C委員)

この例えば青少年会館であれば310円、他の施設だと調理室5,000円くらい、これは水道光熱費を全部含んだ金額ですね。

(説明者)

はい。葬儀をすると、かなりの使用料が入ってきます。

(C委員)

実際に特定財源がかなり年によってまちまちですが、そういう葬儀をメインにやられているのであれば、言い方が悪いですけど、その回数によるんでしょうけど、逆にそれ以外の部分で、いわゆる総合学習だとかで使っている状況は、人数だけしか出てこないもので、種別は分かりませんが、いろいろ団体だとか、そういうものも入ってくるんだと思います。実際、他のもので、例えば公民館であれば延べ回数なら出ています。この延べ回数の部分で、総合学習に該当するというか、それを目的にした開催はどれくらいありますか。

(説明者)

名前は確かに公民館であったり、総合学習センターや生涯学習センターとなっていて異なりますが、地域としては、どこも同じような目的で使われているのが実態です。例えば、総合学習センターであれば、冬期間は広いホールを使って室内でのゲートボールをやったり、生涯学習センターでは、陶器を焼く窯がありますので、そういう人たちのサークル、公民館であれば合唱や大正琴とか、ホール、体育館がありますので、そこで少年団が柔道をやっています。どこも同じような使い方をしているというのが実態です。

(C委員)

戸井地区で会館はいくつありますか。

(説明者)

11あります。

(C委員)

浜町でも4つくらいありますよね。

(説明者)

浜町といいましても、実は町会は2つに分かれていまして、西が総合学習センターを、東の方は生涯学習センターを使うというすみ分けになっています。

(C委員)

それ以外は、町内会ごとにそれぞれ会館がありますよね。

(説明者)

会館の方も今は施設の老朽化等で、あまり使われていないところもありますので、そういうことでの再編も一方では検討されているという状況にあります。

(C委員)

会館の方は市で管理しないで各町内会で、旧市内でいえば町内会の会館ということで管理していると考えていいんですよね。

(説明者)

そういう形になっています。

(A委員)

それぞれの施設が直営で、臨時ないし嘱託職員による管理ということですが、賃金の部分をみると、青少年会館と生涯学習センターについて、この金額でどれくらいの時間、どれくらいの仕事ができるのか疑問なのですが、こんなに低い額なんでしょうか。

(説明者)

公民館は嘱託職員で、総合学習センターと青少年会館は臨時職員です。この嘱託職員と臨時職員は職員費の方から支出していますので、戸井支所の予算からは出ていません。資料に出ているのは、あくまでも嘱託や臨時が休んだ時の代替の賃金と夜間や休みの日に貸館が入ったときの代替の賃金なので、低い金額になっています。

(A委員)

地域審議会の中で改修計画について話があって、最終的な結論としては、西部地区は青少年会館に集約し、東部地区は生涯学習センターと総合学習センターに集約していくことになったと認識しています。利用人数を見ると、公民館は比較的多く、施設が老朽化しているということがありますが、これらの施設に集約していくという方向性の中で、十分受け入れられるのかということについてどう考えていますか。

(説明者)

戸井地区は東西に大きく二分される形になっています。昔は東側の方、館町、浜町の方が人数が多かったが、現在は圧倒的に小安、釜谷地区が増えています。そういう中で、昔から東側に施設が集中していることから、西部地区の人たちからは、コミュニティの中心となる施設がほしいという要望が出されています。西部地区に唯一ある青少年会館は、漁港内に建てられており、海拔が4メートルなので、そういう意味では改修するのであれば、新たな場所にといい、震災の関係もあるので、高台にといい話もありますので、それも含めて検討しているところです。

(A委員)

利用者がいるからといい、これだけの施設をこの地域で維持・運営していくのは今後大変になってくるので、当然、こういう統合・再編の話は必要になってくると思います。地域の皆さんが利用しやすいようしっかりと検討していただきたい。

(F委員)

利用実態について伺いたい。生涯学習センターと総合学習センターについては、個人利用はゼロでよいですか。

(説明者)

そうです。

(F委員)

ぱっと見ると、類似した機能を果たしそうな施設ですが、利用者が減少しているとはいっても、一定の利用者がいます。今後見直す際に、現在のニーズを把握して、今後の再編に活かしていくことが必要だと思います。先ほど委員からも指摘がありましたが、料金体系にだいぶ差があって、2センターはそれなりの額で、公民館はちょっと安い。そういう料金のためか、社会教育団体の公民館の利用が圧倒的に多いわけです。その辺のニーズと料金設定の兼ね合いについては、どのように考えて、どう分析されていますか。

(説明者)

使用料については、地域住民の方が利用する場合、営利目的や葬儀でない限りは、いただいていません。そういう意味では、あまり使用料に関しては、問題ないのかなと思っています。公民館は相当古い建物なので、たぶん使用料の改定は行われていないと思いますので、今後そういうことも含めまして、再編した時の施設の利用なども踏まえ

て、バランスを考えていかなければならないと思っています。

(F 委員)

社会教育団体は使用料を払っていないということですか。

(説明者)

はい。

(F 委員)

公民館が多いというのはたまたまですか。

(説明者)

使用している少年団や文化団体が定期的に使っているということと、公民館と青少年会館については、児童館的な役割も果たしているので、子どもたちの利用が多いという実態があります。

(F 委員)

部屋の様子が分かりませんが、部屋ごとのどれだけ使用されているかというデータはありますか。基礎的なものとして必要かと思いますが。

(説明者)

今お示しできませんが、データとしてはあります。

(F 委員)

そうしたデータを再編にも生かしていただきたいと思います。こういう施設に関して議論があるのは、その施設の管理についてです。現在は嘱託職員、町内会に清掃業務をお願いしていますが、指定管理などいろいろあります。そういう中で管理の仕方をいろいろ考えていただきたいと思いますが、今の手法が一番良いと考えているのでしょうか。

(説明者)

これから再編していくわけですが、そういう中では指定管理も考えていかなければならないと思っています。既存の施設もあわせて出来るのかも含めて検討していかなければならないと考えています。施設管理ですので、少しでも費用を抑えていくということは常に考えていきたいと思っています。

(D 委員)

戸井地区の施設で、卓球やバドミントン、ソフトバレーなど運動が出来る施設はありますか。

(説明者)

青少年会館に講堂がありますので、そちらでできます。公民館についても、先ほど説明したとおり柔道をやっており、卓球やバドミントンぐらいであればできると思います。

(D委員)

施設の利用は、戸井地区以外の方もいますか。

(説明者)

ほとんどが戸井地区です。

(B委員)

決算内訳の中の保守委託について、総合学習センターに集中しているのは何か理由がありますか。

(説明者)

これについては、施設が大きいので、さまざまな消防設備やボイラーなどがありますので、費用がかかるということです。

(B委員)

3階の建物ということですが、これを全部稼働させていかなければならないのでしょうか。

(説明者)

1階はピロティとして駐車場になっていますので、実質2階と3階の部分になります。暖房はボイラーですので、一括しかやりようがありませんし、消防設備もかかっています。確におっしゃるとおり、利用人数も多くありませんが、再編するにあたって、例えば東部地区であればここに4施設が集中していますが、一気に一つになるのは住民としては、特に総合学習センターは、公民館的な役割を果たすホールがありますから、もう少し様子を見て、新しい施設や再編後の施設の利用状況も見ながら、考えていかなければならないのかなと思っています。

(B委員)

保守も、どういう積算をしているか分かりませんが、金額が大きいので、どれくらいの保守を考えているのか。保守の契約をしても、大きい故障は有料という契約だと思います。全部無料というわけではないので、果たしてこれだけの金額を支出するに値するかどうかというのは、日々検証してほしいと思います。

(D委員)

戸井地区は、東西でどれくらい距離がありますか。

(説明者)

20キロは無いくらいだと思います。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

施設管理運営経費では「制度の抜本的な見直し」が4票、「実施内容や手法の改善」が2票、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■ 1-8-3 観光宣伝印刷物等作成経費についての説明

- ・資料に基づき、観光コンベンション部ブランド推進課から説明

■ 1-8-3 観光宣伝印刷物等作成経費についての質疑

(E委員)

追加資料の作成経費の中に記載されている、函館観光宣伝共同事業委員会について教えてください。

(説明者)

これは、函館市、国際観光コンベンション協会、湯の川温泉旅館協同組合で協議会を作っており、活動内容については、外国版の観光パンフレットやガイドマップを作成しているものです。

(E委員)

先日、KKRに行ったとき、ポスターが廊下に貼ってあったのですが、インパクトがないなと感じました。ポスターを作る際に、どういう視点で作成しているのか教えてください。

(説明者)

ポスターは毎年公募しています。審査の上決定していますが、こちらの仕様としては、

函館らしい景観を素材に、函館に対する憧れを抱いて、来函の動機づけとなるようなポスターを作ってくださいということで公募し、毎年7～8社から応募があります。それを商工会議所、観光協会、物産協会、市役所と未来大学のデザインの先生などで審査して決定していますので、その年その年、その中からよりインパクトがあり、訴求力のあるようなものを選んでいくつもりです。

(E委員)

函館といえば夜景がすごく良いと思います。函館が三大夜景から外れて長崎が入りましたよね。長崎に行った方から、長崎は広く見えるが、函館はぎゅっとしまった夜景で良いということだったので、ポスターもその方がよいのかなと考えたわけです。廊下に花火の打ち上がったポスターがありまして、はじめは柔らかくていい感じがしましたが、後を引くようなものではなかったもので、やはり夜景で押していくともう少し違うのかなと思いました。

(D委員)

ブランド推進課は、この印刷物のほかに、観光客誘致宣伝も行っているんですか。

(説明者)

はい。例えば3年後ですが、北海道新幹線が開業します。今、私たちは、新幹線の開業に伴って、南東北、北関東の羽田空港へ行くのに時間がかかる地域に、空港に行くのではなく、新幹線でまっすぐ来た方が早いというキャンペーンをしています。その時にハッピーも着ますし、ポスターも貼ってPRします。その時に作った印刷物を効果的に活用して、パンフレットを配布したり、ポスターでPRしたり、観光客誘致の道具として使っています。

(D委員)

話は違いますが、何年前か前に、本が欲しくて、八重洲ブックセンターに頼んで住所を伝えたときに、函館は何県ですかといわれたんです。驚きました。年配の方でしたが、函館を知らないのかと思いました。観光宣伝のポスターは、PRも含めて非常に大切だと思っています。

(説明者)

言われたとおり、私たちが思っているほどには、まだまだ知られていません。シンガポールに行った際には、函館は知っているけど、ミシュランから星をもらっているのは知らなかったといわれたので、観光宣伝は必要だと認識しています。

(B委員)

函館の観光産業は将来を担っているものです。新幹線が通ってたくさん観光客が来ればいいなと思っています。函館の宣伝で効果的なものを考えているということですが、おそらくミシュランの三つ星を取った夜景は、看板中の看板だと思います。ポスターはこれ以外に無いと思っています。

それと観光庁の調査によっても、トップはグルメなんです。京都であれば歴史的景観とかですが、函館だけは食べ物なんです。函館は日本一食材が豊かなまちなんです。季節限定はあっても、種類が多いです。函館でなければ食べられないものといえば、文句なく活いかですが、それ以外の海産物も多く、そういう函館の観光に対する思いのど真ん中をきちっとぶれずにフォローしていくことで効果があるのではないかと思います。観光客が食べ物で感動するのは、海産物もありますが、実は野菜も多いです。アスパラですとか、ジャガイモの種類だとかで、全国に出しても引けを取らないようなものもたくさんあります。そういうものに特化したような広報の仕方は非常に効果があると思います。全国津々浦々、とにかく函館の夜景、温泉、そして食べ物を徹底してPRしてほしいなと思います。私もそうします。私は函館がとても自慢なものですから。

あと、パンフレットですが、平成19年度から、作成会社が全部同じですが、これは何か特別な入札で決まるということなんでしょうか。

(説明者)

このパンフレットは、唯一主力のパンフレットで、30ページくらいあります。それを毎年新しいものを作るということになると、作った効果も薄くなりますから、5年サイクルで発注します。5年おきにそれ相応のものを出して下さいということで企画コンペをやりまして、「浪漫函館」がその時に1位を取りましたので、そちらに5年間発注しています。5年のうちに、新しい観光施設ができる場合などは、年度当初にマイナーチェンジして、奉行所ができた、ミシュランの星をもらったとかのマイナーチェンジは毎年しています。5年後には、業者にそういったものをまた全部出してもらって改めて作成するということになります。効果を持続させたいので、毎年毎年、表紙も中身も変わるというよりは、5年間継続させたほうが良いという判断で現状の形で行っています。

(B委員)

そうすると、平成26年度くらいにコンペをするということですね。

(説明者)

そうです

(B委員)

毎年変わり映えしないのもどうなのかなと。それがコンペで決まったことだからというのはあるんでしょうけれども。

それで費用として平成21年度ですと1,260万円かかっていますが、このうち作成料がだいたい400万円位ということなのですか。

(説明者)

そうです。

(B委員)

若干のマイナーチェンジが毎年あるとしても、840万円はほぼ印刷代ということになりますか。

(説明者)

そのように考えていただいて結構です

(B委員)

この840万円の印刷代は適正なのでしょうか。

(説明者)

それはコンペの時にも、製作費もこれだけで、印刷製本費もこれだけでということで、調度課も通っていますので、私たちとしては適正な金額で契約していると思っています。

(B委員)

ポスターについて、これは高額なものなので、どこが函館の印刷業者に印刷してもらう可能性はないのでしょうか。

(説明者)

ポスターはB1判なんですけど、このサイズの印刷の場合、調度課が業者を選定しています。この選定結果については、調度課の方での手続きの結果であり、我々としてこの業者にやってもらいたいというものではありません。市としての業者選定の結果となっています。

(B委員)

市の予算を使っていますので、市の業者に発注できるようなシステムができないのかなと思いました。

(C委員)

観光宣伝共同事業委員会は何の事業をおこなっているのでしょうか。

(説明者)

函館ガイドマップを作成しています。

(C委員)

それはいくらで作成しているのでしょうか。

(説明者)

市で140万円、観光協会で100万円、湯の川温泉旅館協同組合で40万円、総額280万円です。

(C委員)

負担金は印刷物の経費ということですか。

(説明者)

そうです。23年度の数字でいきますと47万部、うち日本語版40万部、外国語版7万部です。1部当たり5円程度となっています。

(C委員)

ポスターとパンフレットについての話がありましたが、ポスターなどを一般向けに外部に出しても効果的は薄いという話がありまして、これは私の持論ではなく、一般的な話です。今観光を呼び込むときに、いろいろメディアが広がっているものですから、ポスターを貼っていても人の目に触れない。観光に行きたいと言った時には、観光雑誌で特集を組んだ方が、非常に効果が高いといういろいろな話やニュースがいろいろ出ています。実際にこれくらいの経費をかけたときに、ポスターを、例えば、駅通路に貼っただけで、どれだけ効果があるのか、確かに目にはしますが、実際観光につながる効果がどれだけあるのかを考えたときに、今までとは別の新たな広告媒体を使うことを考えるのも一つの手ではないかと考えています。

例えば、パンフレットも、観光客が観光するのに見ながら歩くのであれば、今はインターネットで事前に調べてくる方が非常に多いので、たくさんページがあるよりも、地図でコンパクトになっていた方が、函館の道は複雑なものですから、地図1枚でコンパクトな方が、実際に駅など見ていると持っていく人が多い。分厚いものは持って歩かない。ビジネスホテルでも、わりとパンフレットは簡易なもので持って歩くという方が多い。あまり分厚いものよりも、かえってコンパクトな方が観光客は喜ぶのかなど。逆に詳しい情報は、ネットやいろいろな部分でいろいろな情報媒体がありますので、お金を

かける必要性があるのかなという感じを受けています。

今見せていただいた観光パンフレットは、市内近郊の部分がメインで、コンパクトにはなっていますが、いろいろな施設が戸井だとか南茅部だとか、特に東部地区の海岸沿いでいいものがたくさんありますから、逆にそういうものをトータルに活用できる観光コースなり、なかなか夜景一つだけで観光に来て、それで終わりということであれば、新幹線ができたときに、トータルで北海道観光になりますから、函館は本当に宿泊されるかどうか分からない地域になる恐れがありますので、ある意味全体で大きな観光というものをもう少し工夫していただいた方が、道南で遊んで函館で泊るというイメージの方が観光客を呼び込めるのかなと感じました。

また、実際にパンフレットを作っていて、外国語版を作るとなると、コストが非常に高くついていく形になっています。逆にいえば、既存の発想を変えていただいて、新たな別のメディアを使った、また別な目で売りとなるような広報の仕方というものを検討していただければなと思います。これだけのお金を使っていますので、既存の広告媒体以外にまたお金をかけるのは難しいことで、所管部局の方もご苦労しているところだとは思いますが、既存のものを直すだけではなく、新しいメディアを含めた形でも考えていただきたいと思います。

(説明者)

まず、このパンフレットやポスターについては、函館に観光客を呼び込むツールとしていかがかということでした。今はインターネットがありますし、いろいろなツールがあります。そういった中で観光客のニーズも、私どもは観光アンケート調査をしていますが、どうやって知りましたかということに対して、インターネットで知ったとか、旅行雑誌で知ったとかになっています。そういう中で、一つのツールとしてポスターや観光パンフレットがあるわけです。旅行者のニーズや形態も変わってきているということで、例えば若い人はインターネット、スマートフォンであればどこでも検索できますし、そういうものが主流になってきている。ただし年配の方はやはりペーパーの方が安心します。これも傾向です。一概にこの部分はいいい、ここは落としていくというのはなかなか出てきません。これから検証して、何が効果的なのか、どこに力を入れていくのか、メリハリをつけていかなければならないと考えています。

もう一つ函館だけでなく道南域を見据えた観光というお話がありました。私は広域観光を担当しておりまして、函館市を含む道南の18の市町、自治体が、南北海道観光推進

協議会という枠組みの中で観光推進に取り組んでいます。今函館は1泊2日型といわれています。ただし前段の説明でも触れましたが、観光客の分母が減ってきています。そういった中で各地でも観光客の取り合いとなっており、そのために海外のお客さんとか、長くいてもらうような取り組みをしています。函館を1泊2日から、例えば隣の大野や松前を絡めて、2泊、3泊してもらおうということで、18の市町が協力しあいながら、2泊、3泊用の滞在周遊ルートのマップ作りをしたり、実際こういうものを体験できますよというようなものの紹介をするなど、道南のいいところ、観光資源もそうですが、先ほど食の話も出ましたが、函館で不足しているような、例えば肉類、牛乳、野菜なども含めて、道南をトータルにプロモーションする活動を行っています。函館は滞在型ということで、1時間でも多くいてもらって、結果的に消費を増やすためのいろいろな取り組みを進めている中で、今のパンフレットもプロモーションについても周りの自治体を含めながら、これからきちんと連携していかなければならないと考えています。

次にポスターについてですが、昭和30年頃から作成しています。毎年コンペによって風景が変わります。初期は異国情緒あふれるようなイメージと異国文化の部分が多く、最初のポスターは湯川のトラピスチヌ修道院の女性がメインとなったものが多かったです。それが観光ポスターの走りです。その後は、いろいろな教会類、函館山からの眺望や夜景であったり、青函連絡船であったり、いろいろなものが観光ポスターになっています。先ほど函館の夜景は世界に誇れるという話も出ましたが、実は夜景のポスターは今まで圧倒的に多く、次にくるのが教会類となっています。函館のいいところはたくさんある中で、その年その年見せるものは違うんですけども、先ほど委員から食の話もありました。道南の食もきちんと合わせもって、それを函館、道南のブランドとして、今全国展開で売っているところですのでご理解いただければと思います。

(A委員)

追加資料のポスターの作成経費について、24年度の印刷製本費は93万5千円ですが、各年度別決算の資料だと24年度は78万円になっています。15万円ほどの差が出ているのはどうしてでしょうか。22年度と23年度は同じなのですが、24年度だけが違うんです。どこにも出てこない数字です。

(説明者)

A4縦の資料の24年度は予算額で、A3判の資料は決算見込み額を記載しておりまして、そのうちすでに決定したものは決定額を表示しています。

(A委員)

そうすると24年度は78万円で決定したということになりますか。

(説明者)

はい、そうです。

(A委員)

パンフレットに関しては、作成部数が25万部ということで決まっていますが、ポスターについては、年度によって微妙に違います。1,000枚、2,000枚単位で年度ごとに変化する理由は何かありますか。

(説明者)

21年度に印刷したポスターは22年度に使用します。22年度については、奉行所のオープン、競馬場のリニューアルがあり、新しい観光要素が加わるということと、その年の6月から10月まで上海万博があり、香港の旅行局や実際に上海万博でもプロモーションもありました。また、新幹線開業を見据えたプロモーション、今年はポスターに力を入れようということで、若干多く印刷しています。22年度についても、北関東の新幹線開業を見据えたプロモーションもありますので、その分若干多くしています。基本的には1万枚、1万1千枚がベースです。

(A委員)

部数でいいますと、例えばパンフレットが25万部、これにプラス外国語版が若干ということ。ポスターは2種類なので、1種類5千枚くらいということですか。

(説明者)

はい、そうです。

(A委員)

この部数、枚数で足りないのか、余るのか。およそどんな状況なのでしょう。ずっと変わっていないので、その辺については把握されているのでしょうか。

(説明者)

ギリギリ足りているという状況です。ただ、これからは市の財政も非常に厳しい状況になってまいりますので、これについては、当然パンフレットもページ数の見直しだとか、ポスターも枚数を減らしていかなければならないということも考えています。そうしていかなければ、市の運営も出来ないものですから。ただし観光、アピールの訴求力はなるべく落とさたくないとは考えています。

(A委員)

単価でいきますと、パンフレットだと1部34円弱、ポスターだと1枚142円程度。B1判、B全判なので、金額自体としては、この部数で印刷すると適正だと思います。決してムダだとは思いません。同じものを作るにしても、パンフレット25万部だとこの金額なので、50万部だともう少し安くなるという話になりますが、毎年作らなければならない理由はありますか。

(説明者)

例えば、パンフレットの中に映画監督の森田芳光さんのコメントが載ってしまっていて、亡くなったので文面を変えなければならないとか、ミシュランから星をもらった、奉行所ができた、競馬場がリニューアルオープンしたなど、年度単位で予測することもできますが、予測も付かないものもありますので、なるべく最新の情報で渡したいということもありますので。現在は年度単位で作成しています。多く作るともっと単価は安くなるんでしょうけど、なるべく直近情報で皆さんに訴えたいということで毎年作っています。

(A委員)

パンフレットではそのような状況が発生するという事は理解できます。最新情報も、せいぜい1年分を2年間使うということは検討できますよね。例えば、まちあるきガイドマップ、去年作ったものでは、マップの中でもかなり変わっているところもあって、その程度の情報でも、観光客は十分使うことができると思います。ただ、ポスターに関しては、その理由ということでは通用しない。イラスト調の今年作ったものについては、正直あのイメージは、個人的には評価していますが、あれは3年分作っても問題ないのではないのでしょうか。例えば3万部作って3年間使えば、単価下がるとは思いますがいかがでしょうか。

(説明者)

おっしゃるとおりの考え方もあると思います。ただ、飽きられてしまう可能性もないわけではないと思います。なるべく新しいインパクトの方が訴える力があると思っています。それは考えようだとは思いますが、毎年公募で新しいものでやっています。

(A委員)

イメージなので、函館以外の方がいろいろな物産展などで見たときに、ある程度同じものを何度も見た方が函館に対するイメージは湧きやすく、定着しやすいのではないで

しょうか。見る度に違うという方が、逆に函館に来ることをそいでしまうという考え方もありますので、パンフレットについては致し方ないとは思いますが、ポスターについては、何年間か同じイメージで訴えていくということも一つ検討してはどうかと思います。部数が適切かという話の続きにもなりますが、配布先も回答いただきましたが、パンフレットについては、市内の観光案内所だとか、店舗などでもらって市内を観光していただくことは十分ありえます。ポスターは市内でも貼っていますが、これは必要ですか。函館市に来た方に、市の観光宣伝用ポスターを掲示することが果たして必要か、以前から疑問に思っていましたけどどう考えていますか。

(説明者)

毎年飲食店に配布しています。飲食店も観光事業者の一つとして捉えていますので、市内の観光事業者が函館の観光について共通のイメージを持っていただいているということもありますし、食事をしているときにも、函館に来ているというイメージを与えるのも大事だと思っています。

(A委員)

そういう見方もあると思いますが、函館に来た人に函館のポスターを見せる必要はないと思っていますので、そこをやめるだけでもコストが下がるのではないかと思いますので検討していただけたらと思います。来年度予算でも、観光誘致に関する宣伝経費というのがあって、市として必要な額だと思います。ここについては削減するというふうに考える必要は個人的にはないと思っています。ここは出来る限り力を注いでいただきたいと思っています。その中で印刷経費については、やはり見直していくべきだと思いますし、現状でいうと、25%弱の費用を占めていますが、ここはもう少し下げていって、それ以外のプロモーションに力を入れていくことを考えてほしい。印刷物の予算を下げていって、対外的PRの費用が下がるのではなく、対外的なPRの枠組みが決められているわけですから、紙媒体に減らすことによって、それ以外のプロモーションが可能になっていくと思っていますので、ぜひ函館市としてはそこに力を入れていただきたいと思っています。

(F委員)

プロモーションにおいて大事なのは効果ということになるかと思います。先ほどの話の中で、パンフレットは年配の人にとって必要という話もありました。そしてアンケート調査の話もありました。このアンケート調査は毎年やられていて、函館にとって大切

な調査だと思いますが、例えばその中で、60歳代の何%がこのパンフレットで函館を知ったという数字は出ていますか。

(説明者)

年代別というのはありませんが、アンケートの中に函館の観光情報をどのように知りましたかという項目がありまして、その中で、ポスター・パンフレットを見てというのは、23年度で2.6%になっています。

(F 委員)

これは非常に大切なアンケート調査だと思います。有効に活用しない手はありません。例えば、年齢別が出ていないということでしたが、このアンケート調査の予算は分かりませんが、60歳代の原票はあるわけで、今では集計が簡単にできます。60歳代のうち何%の人がそこに○印をつけたかというのは、すぐにわかるわけです。さらにいえば、他の年代であったり、居住地域だとかも分かるわけです。どの観光宣伝ツールに反応しているか分かります。函館はリピーターが多いわけですが、リピーターとリピーターでない人で、どの観光ツールに反応しているのか、エクセルなりがあればすぐできますが、なぜやらないのですか。

(説明者)

委員のおっしゃるとおりです。23年度まで、このような形でやっています。今のお話は、クロス集計するとすぐに出るということだと思います。実は、今年度からクロス集計に取り組んでおりまして、来年に発表する24年度の内容については、委員ご指摘の指標をお示しできると思います。

(F 委員)

実は10年前からやっても当然のことだと思っています。大切な調査ですので有効に活用してください。

観光宣伝共同事業委員会ですが、これは湯の川温泉旅館協同組合が入っているということで、作成しているガイドマップでは、湯川から戸井、恵山、榎法華のエリアが載っており、旧市内を中心としたパンフレットと補完関係にあると思います。ただ、道南をどう売っていくかという観点においては、どのようなものが一番効果的なのか、その辺も考えていく必要があると思います。

例えばアンケート調査も市内の観光スポットしかないわけです。ここに戸井や恵山、大沼があったらどうなるのか。検証・調査にはコストもかかるなど、限界もある中で、

なるべくデータを踏まえながら、道南全体をどうやって売って行くのか、是非検討いただきたいと思います。

それから、こうした検証・調査の手法としては、もちろんこれまでのようなアンケート調査もありますが、例えばいろいろなプロモーションの場で、ポスターの出来を聞いたり、アンケートに協力していただいたり、そういうことは可能かと思いますが、実際やられているのでしょうか。

(説明者)

プロモーションの場ということであれば、ないんですけど、例えば、PRブースに寄っていただいた方に、函館の印象だとかを聞く場合がありますし、新幹線が来たら函館に来てもらえるかなど、そういう部分部分では取り組んでいるところです。

(F委員)

ぜひ、検証の場も方法も改善していただきたいと思います。先ほど、観光プロモーション費全体のなかでの印刷物の経費の話がありましたが、いただいた資料ではその割合も低下しているわけで、他の宣伝方法を重視していることなのかなと思いますが、それもまた検証が必要だと思います。インターネットなど、そういった紙媒体以外のものについても同じように検証が必要だと思いますので、検討していただいて、全体として一番効果的なものを追求していただきたいと思います。

(説明者)

新幹線が3年後にくるとというのは、函館にとって100年に1度のチャンスととらえています。しかし、3年間というのはもうあっという間に来てしまいます。環境整備も含めて、効果的なプロモーションが必要であります。その中には紙媒体もあります。本当は、予算倍増でプロモーションできればよいと思っていますが、やはり財政状況もなかなか許してくれません。実は函館に来るきっかけは、個人型やグループ型の旅行が増えていますので、旅行雑誌やインターネットというのが圧倒的です。ただ来たときに函館のパンフレットがある。観光客の皆さんが、パンフレットに載っているところを全て観光で回れるかといいますと、実はそうではありません。そのためにも紙媒体は、少し滞在している間に見てもらえますし、食も上手に再現できます。そういった意味で、まだまだ紙の必要性も一方で感じているところです。どのような内容が効果的なのか検証しながら、どこに手厚くしたらよいのか考えていきたいと思っています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

観光宣伝印刷物等作成経費では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が4票、「現行どおり」が1票、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■1-8-4 収集委託料(塵芥処理費)および1-8-5 収集委託料(し尿処理費)の説明

- ・資料に基づき、環境部清掃事業課から説明

■1-8-4 収集委託料(塵芥処理費)および1-8-5 収集委託料(し尿処理費)の質疑

(進行役)

まずはじめに、収集委託料（塵芥処理費）についての質疑を行います。

(C委員)

地図の見方ですが、地図に番号がふられています。この番号は何ですか。

(説明者)

この番号はその地域を収集している車両番号になります。例えば、一番上の桔梗地区の26は26号車となり、全体で34台あります。ここは26号車の現場ということになります。例えば、燃やせるごみの収集エリアは2コースに分かれており、月曜日と木曜日の収集と、火曜日と金曜日の収集に同じ番号があります。

(C委員)

ここに番号の入っていないところは、燃やせないごみの収集にあたっているということですか。

(説明者)

収集体制は複雑でして、例えば、月曜日と木曜日は24台が燃やせるごみの収集をしており、残り10台のうち、1台が缶・びん・ペットボトルの収集、9台がプラスチック容器

包装の収集となっており、合計34台全てが稼働している状況となっています。

(C委員)

積算が出せないということですが、理由はよくわかりますが、いいか悪いかというところの判断、いいか悪いか、金額が適正かどうか。実際に作業される方が車について走って、時間を短縮しながら頑張っている姿を見ているので、台数が逆に34台で足りているのかと思っています。実際に1台当たりの金額については、ある程度検討しているのでしょうか。函館市独自で。他市町村、中核市なり比較検討しているのでしょうか。

(説明者)

他都市においても、1台の積算内訳については当市と同様公表しておらず、調査を依頼しても教えてもらえません。

(A委員)

費用的なものでいくと、なかなか減らずに増えていく理由の一つとして、ごみ収集量が増えていくことが考えられます。この委託料を削減していくことを考えると、収集量を減らすことから先に考えなければなりません。よく言われているごみの減量化対策について、函館市が取り組んでいることはありますか。

(説明者)

まず、ごみについては、基本計画でもそうですけれども、ごみの発生量を減らす方向で計画、または実施しています。これに対して、委託料が増えてきている、車の台数が増えてきているということにつきましては、アウトソーシングを進めているからでございまして、総体的な収集車両の台数は落としています。参考までにいいますと、23年には、委託車両を32台から34台に2台増やしていますが、直営部門では収集車両を3台減らしていますので、総体では1台減車しているということです。ごみは毎年減少傾向にありますので、それに合わせた収集体制をとり、総体の台数は減らしております。

(F委員)

ごみが減ってきているということでしたが、資料を見る限りは減っているというより、21年度から23年度にかけ増えているように見えるのですが、もっと以前からみると減っているということになりますか。

(説明者)

はい。

(F委員)

この3年間はたまたまということなのでしょうか。

(説明者)

平成21年度から平成23年度にかけては、アウトソーシングにより委託車両が増えておりますので、委託車両の収集分として、少しごみが増えています。過去の収集量からしますと2,000トンくらい減った年もあります。平均的には、平成17年度から減少傾向にあると捉えています。

(F 委員)

市民生活には無くてはならない事業で、その上で安定的、継続的にということ、効率的にやっていただきたいと思います。人口も西部地区から東側に移動したり、生活スタイルも年齢も違うということになりますと、ごみの発生量にあわせてコースなども見直さなければなりません。これまでそうしたごみの発生にあわせて行ってきた見直し内容があれば教えてください。

(説明者)

ごみの収集量が減ってきていますので、平成24年度の燃やせるごみの収集体制だと、月曜日は24台、火曜日が21台、トータル45台で回っています。平成17年度だと、24台ずつプラス小型4台のトータル52台で、現在よりかなり多い台数で回っていました。私たちでは現場割といいまして、そのエリアに収集車を何台投入すれば、そのコースのごみが取れるかを検討します。ごみの量が減ってくるとその分台数を減らしますので、各収集車のエリアが増えるようになります。1台あたりの持ちエリアが増えますので、当然対象世帯数も増えるという形になっています。このような形で、毎年収集体制を見直して減車しています。

(F 委員)

そうすると、例えば、コースが変わったり、エリアが変わるのでしょうか。収集車の稼働時間と実際に収集していない移動時間もありますが、そういう稼働時間の兼ね合いでコースなども検討されると思いますが、エリアの見直しもされるのでしょうか。

(説明者)

エリアの見直しもしています。運行、運搬時間といいまして、各収集場所から清掃工場へ運ぶ時間、各事業所から収集現場へ走る時間、トータルして収集時間を出しまして、距離と収集エリアと全てあわせて算出しています。また毎年、追跡調査といいまして、

調査班が、各車両のごみの収集量や時間を分単位で計って現場づくりをしています。

(F 委員)

安全にまた確実に事業を展開していただきたいと思います。それで出来るだけ効率的にとということをお願いします。ごみの発生は減ってくるという見通しがあるということですが、例えば今後、直営の収集車はさらに減っていくのでしょうか。

(説明者)

今直営8台で収集していますが、直営分は退職不補充で減車していく方向を取っています。今までは、アウトソーシングで、直営を減車すると委託を増車してトータルで合わせていました。今、直営の収集車両は小型パッカー車と、青空号という1.2トンの小型貨物で収集していますので、この部分については、減車して行く方向で、トータル台数から減らす方向で考えています。実際にはごみの収集量がどれくらい減るかによって台数が決まりますが、減車する方向で考えています。

(F 委員)

道内他都市との比較資料で函館市の委託金額の記載がありますが、函館市は1日当たりの委託料が記載されているのですか。

(説明者)

旧市内については、1日1台あたりです。ただし、東部4支所管内については、1月1台あたりの数字になっています。

(F 委員)

そうすると数字の単位を合わせて他都市と比較するとどうなるのでしょうか。函館市の方が高くなるのでしょうか。

(説明者)

高くなります。

(B 委員)

初歩的な質問かと思います。非常に抽象的な言葉で書かれていて、こちらでは判断し方がない記述がたくさんあります。委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることだとか。積算のことについても、公開した場合、高止まりになって、市の財産上の利益、すなわち市民全体の利益を損なうと書いてあります。予定金額と決定金額は、かなり違うものなのでしょうか。数字がないので判断できませんが、数字を見て、これが適当かどうかということ、だれが判断するのでしょうか。これはこういう形で公表され

ていないというのは、環境事業のほかにもあるのでしょうか。

(説明者)

業務委託料の積算内訳を公表していないのは、環境部だけでなく、函館市の業務委託の積算については、全て同じ扱いをしております。環境部も同様の対応をしているということです。

(B委員)

ということは、これが適正かどうか判断するのは、また違うということで、市のどこかに存在しているということですか。

(説明者)

例えば、監査になります。例えば、包括外部監査は中核市に義務付けされておりました。今年度のテーマが委託料となっています。そちらで監査対象になっていますので、そちらの方には、詳細な内訳についても提出しています。

(B委員)

その外部監査には一般市民も入っているのですか。

(説明者)

入っていません。公認会計士などです。

(B委員)

最終的に予算は議会を通るということなのでしょうけど少し見えにくいですね。単純に考えますと、全体で8億円、一般財源3億円ということですが、この特定財源の5億円は市民が負担しているごみ袋の代金ですか。

(説明者)

そうです。ごみ処理手数料です

(B委員)

今、ごみ処理には費用がかかるというのは市民も理解するところなので、もしその8億円というのが、どうしても必要な金額だと判断した場合、受益者負担ということで、もう少し市民に負担していただくということは将来的に考えているのですか。

(説明者)

料金の改定ということだと思いますが、現在、市民に負担いただいているごみ処理手数料は1リットル当たり2円で、燃やせるごみ、燃やせないごみについてはその金額となっています。これの内訳は、収集に係る経費、処理に係る経費、これを含めたものを

処理原価といます。当市は平成14年に有料化しましたが、平成14年度からの3ヶ年の平均処理原価を予測して、その原価に対して、市民に半分程度を負担してもらうということでしたが、急に有料化することは負担が著しいということで、激変緩和措置により、更に負担率を落とし、現在の1リットル当たり2円を負担していただいているということになります。

今は函館市の財政が極めて厳しい状況であり、10月31日に「新たな行財政改革プラン（原案）」が公表されまして、その中に、市民負担の適正化ということで1項目設けられています。この中には、ごみ処理手数料だけではなく、市全体で市民から負担していただいている使用料、手数料の適正化について、平成28年までの間に検討していくということにしておりますので、その中で検討してまいりたいと考えています。

（B委員）

函館市はたぶんどちらかという高い方だと思います。もっと高いところも全国的に見ればあるとは思いますが、ごみというのは、一般市民がほとんど関係しているものです。これまで事業仕分けをしてきて、本当に1,000万円、2,000万円の原資があれば、もう少し助かる方がいるのに、という仕分けもしてきましたので、もし、ごみについてはどうしても費用がかかるということで適切に判断できるのであれば、受益者負担という考えは、市民は正直言って負担しやすい財源だと思います。

（D委員）

民間に委託された業者の収集方法を見ていますと、走って収集しており、大変敬意を表したいと思っております。市の直営車両は、民間業者が走って収集している姿を見て、何か変わりましたか。

（説明者）

委託車両の現場ですが、かなり大きな範囲になりますので、一現場、燃やせるごみでいうと車の運行距離で70キロくらいです。作業員は車の後ろを走って収集しますが、ハーフマラソンくらい22キロくらい走って収集しています。以前は市も同じような収集でしたが、今は小型車両で、委託業者の大きな車が入れない狭い道路を収集しており、今直営がしているエリアは、かなり飛んだエリアになります、例えば松風町の一路線を収集したら、次は若松町の一路線といったように、飛び飛びのコースになっているので、作業員の走る距離はかなり短くなっていますが、運行距離はかなり長くなっています。

（D委員）

それでも民間の収集方法によって改善の余地はないのでしょうか。小型車で移動距離はないということですが、何か見習うところはないのでしょうか。

(説明者)

基本的には同じように収集をしています。

(D委員)

そうですか。市の職員のそうした姿を見たことがなかったものですから。他都市の状況の資料で都市名が番号になっているのは、委託料の内訳を教えられないからということですか。

(説明者)

そうです。

(D委員)

ごみが減る傾向にあるということですが、どうやって減っているのでしょうか。

(説明者)

まず人口減によるごみの減少、それと資源化による減少ということで、リサイクルです。発生抑制ということで、一人当たりで発生するごみを減らしましょうという施策を取っています。

(D委員)

調書の資料にごみ収集運搬委託料の内訳があります。この金額をそれぞれ台数で割ると、1台あたりの計算が出てきます。この数字はあまり減っていませんが、いかがでしょうか。例えば、これを減らすような工夫はないのでしょうか。

(説明者)

委託料の設計の中身になります。実は平成8年度が一番のピークでして、1台当たり2,500万円を超えるような委託料でした。その後、毎年見直しをして、平成24年度では、旧函館市内では1台あたり2,100万円くらいで、ここ十数年の間に約17.8%、1台で450万円以上減額しております。

毎年、人件費、給与や各種手当、今、委託先が1社ですので、委託先の事務員の給与も委託料で設計していますが、こういうものもまとまったということでスケールメリットを生かしてそういうものを減額したり、あるいは車両の管理費についても、本来耐用年数がありますが、これを超えるような期間で設計をするだとかということで、逐次委託料を引き下げる努力をこれまでできています。今後も、こういった考え方をもとに、

着実に委託料の見直しをしてまいりたいと考えています。

(E 委員)

市の財政も厳しく、ごみも減っているということで、収集台数を減らしていくということになると、1台当たりの収集エリアが広がってくるということですよ。収集時間が伸びてくるという、遅くなるということですよ。夏場になると、気温が高くなってごみを早く持って行ってほしいという願いがありますが、どういうふうに対応してもらえるのでしょうか。追跡調査をしながらということでしたが、主婦の立場として。

(説明者)

特に燃やせるごみはにおいが出て不快に感じられることもあるかと思います。市内では8時半から17時まで収集していますので、8時半に収集される方もいれば、16時に収集される方もいるということです。いつも午前中に収集してほしいということは、なかなか決まった方だけ午前中に、それ以外を午後にするということはできませんので、ご容赦いただきたいと思います。またエリアについては見直しをしていますので、毎年、同じ時間に来るというのも、お約束はできないということになります。

(D 委員)

ごみ収集量実績とありますが、これは収集する品目別に分けているから、品目別の収集量実績が出るわけですよ。

(説明者)

そうです。

(D 委員)

これは、1台ごとに重量を測定しているのですか。

(説明者)

そうです。

(B 委員)

委託料はだいたい1台2,000万円くらいの経費になっています。その内容について、毎年、市ではその報告をもらっているのですか。例えば、その中でどれくらいが人件費だとか、車の維持費だとかガソリン代だとかということです。当然、若い人はたくさん給料をもらってほしいという思いがありますが、そういった内訳はもらっているのでしょうか。

(説明者)

決算報告だけでして、内部の詳細なものは把握していません。例えば、給料を何歳の人がいくらもらっているだとか、そこまではもらっていません。

(B委員)

これも、割とそういう形で決算をもらっていない自治体が全国的に多いのでしょうか。

(説明者)

収支決算書はもらっていますが、細かいものはいただけていません。

(進行役)

その他、塵芥収集に関して質問等ありませんか。

(説明者)

すいません、ごみの収集の関係で補足します。函館市は路線収集ということで、自宅の前にごみを出してもらって、それを収集しているのですが、他都市は、ほとんどステーション方式ということで、市民が決まったところまで持っていくという形です。他都市からいろいろ照会も来るのですが、函館市は戸別収集でやっているのですごいと褒められています。

(進行役)

次に、収集委託料（し尿処理費）についての質疑を行います。

(F委員)

先ほどの塵芥処理費と同じかと思いますが、委託業務を安定的、継続的に遂行されることとその上で経済的な観点ということだと思います。し尿処理についても、あるいは塵芥処理よりも一層水洗化などもありますので、いろいろな業務の見直しもされてきたかと思いますが、車両台数もかなり以前に比べると減ってきたのでしょうか。先ほどの説明の中でもあったかもしれませんが、確認したいのでお願いします。

(説明者)

し尿収集の収集・運搬の車両台数については、水洗化率や家屋の解体により便槽数の減少に伴う収集量の減少見合いで減車を行ってきています。平成17年度には旧市域では直営車5台、委託車14台、東部4支所管内では委託車5台で、全24台の収集体制を編成していましたが、平成24年度には旧市域では直営2台、委託車9台、東部4支所管内の委託車5台、計16台となり、7年間で8台の減車をしています。

(F委員)

そうしますと、今後の見通しはどうでしょう。

(説明者)

今後も、水洗化等によって収集量が減っていった場合、それが1台相当に値する量であればその分減車をしていきます。

(F 委員)

現在、直営車両は2台ですが、7年間で8台の減車は主に直営分が減ったということになりますか。

(説明者)

直営も委託も両方あわせてです。

(説明者)

私の方から補足します。水洗化等による減車台数は、平成6年度から平成24年度にかましては、直営で21台、委託で12台、合わせて33台となっています。

(F 委員)

追加資料では、直營業務による実績を委託料の積算の際に参考にしているという文章がありますが、そうすると、今後直営はゼロにはならないということになりますか。直營業務の実績をもとに算定しているということですので、現在直営2台ですが、どうなるのでしょうか。

(説明者)

今現在は、直営は小型車だけで、市の経費を参考にしているというのは、当時市に大型車があったときの経費をまず基本としてスタートしているということです。毎年見直しをしながら減額をしてきました。現在の直営分経費からみた金額ではありません。今後、直営2台については減車をして無くしていく方向、退職者不補充により減車をしていくというように考えています。それ以上に、し尿の収集量ならびに便槽数の減少が伴う場合には、委託車も減車をしていくという形になります。

(A 委員)

水洗化率の推計という資料をみますと、旧函館市と4支所管内に分かれています。4支所管内については、水洗化率は100%にならないということですね。

(説明者)

なりません。この地図に出ている水色のところまで現在下水道管が入っています。原木町までで、これ以上は計画上も入りません。

(A 委員)

水洗化区域戸数という1,200戸余りは、水洗化できる余地はありますが、資料では3年間の推移しか出ていない。思ったより水洗化が進んでいないというように見えます。これについては100%を目指していくということなのでしょうが、そのための対策や取り組み、いつごろまでにという計画はありますか。

(説明者)

水洗化率は、水洗化できる建物のうち、水洗化済みの建物の割合を示したものです。函館市の水洗化できる区域がどれだけあるかについては、全国的な出し方として人口で出しています。人口普及率というのがありまして、旧函館市で93.3%、東部4支所管内で21.9%、全体で89.6%となります。地図の2枚目で、赤い線が市街化区域のラインになっており、黄色は下水管が入る予定のない区域です。現在、下水管の整備はほとんど終わっていますので、これ以降は、今ある汲み取りの水洗化をお願いしていくことになりますが、これは企業局と連携を取りながら進めているものです。黄色い部分については、水洗化にならないので、合併処理浄化槽ということで、環境推進課で啓発活動と補助金を出しています。

(A委員)

何を聞きたいかという、まだ7%くらいは水洗化できるのにされていないところがあり、その方たちのために、し尿処理ということで収集の手間をかけなければならないということになります。ホームページを見てもよくわからなかったんですが、申し込みをして収集をしてもらう際に個別に払ってもらう部分、事業費全体に占めるこの収集手数料収入の割合は大体3分の1くらいなんですね。受益者負担ということ考えると、個人の費用負担割合が非常に少ない感じがします。

これ以外の一般財源から出ている分というのは、早くから費用をかけて水洗化をした、そういう方たちが税金という形で払っている、負担しているわけですね。そういう方たちも、これにかかる経費を負担しなければならないというのは、非常に不公平感があるように見えるので、せめてこのサービスを受ける方たちには、もっと受益者負担をということで、応分の負担をしてもらうことが当然なのではないかということ。

それと、これを利用しなくても済む場所に住んでいる方にとっては、早く100%にもっていくことをもっと強く働きかけなければいけないと思います。私はこのサービスを利用していないので、ものすごくこの費用負担にムダを感じます。

因みに収集していただく費用は、どのような料金区分になっているのでしょうか。

(説明者)

費用負担はあくまで従量制で、汲み取った量に応じた請求になります。

(A委員)

いくらですか。

(説明者)

200リットルまでで600円、それ以降は100リットルごとに300円です。

(A委員)

分かりました。

(説明者)

水洗化を広報、推進するのは企業局の担当ですが、私どもは汲み取りをしていますので、収集量を発行する伝票に水洗化をしてくださいという広報もしていますし、後はホームページなどで水洗化や浄化槽の普及について進めているという形になります。

(C委員)

私も水洗化についてですが、実際数%の方たちのために、逆に90%以上の方たちは市から融資を受けたりして水洗化工事をして、この部分の費用負担をしない形になっているわけで、それをしない例えば古い建物だったり、また工事するといっても、奥まって密集していてなかなか工事出来ないという話も聞きますが、全体的な公平感ということでいいますと、自己負担して水洗化している方が、さらに税金を払って、水洗化していない人の分まで費用負担をするという部分がどの程度まで許されるのかを考えると、ある程度は、やはり応分の負担を強いてもいいのかなと思います。

また一般家庭のほかに、事業者でも水洗化していないところがかかり多いという話がありまして、事業者は企業責任として、水洗化をきちんとして、ましてここは水産のまちですから、水洗化を企業に求めていく必要があるのかなと思います。やらなければ、企業に対しては料金的な部分でも、個人とは違って、ある程度高い金額を賦課してでも水洗化を促していく必要があるのではないかと、話を聞いている中で感じました。

それから水洗化については、戸井から微妙な角度で、処理場の方に流していかなければだめだと、地形的なもので、なかなか戸井とか楢法華だとか水洗化が難しいと聞いたことがあります。そちらに水洗化のために施設を設けることになると、下水処理場を別に作る必要も出てきます。そうすると、コストもかかってきますが、どうしても日常生活に必要なものなので、本当に必要なところには安く、いわゆる行政サービスとし

てやっっていかなければならないところ、その温度差というのは、同じ額ではなく、応分負担という部分はそれぞれで事情が違うので、それぞれで料金体系を変えてもいいと思っていて、収集台数的にも5年、10年先の将来を見据えて、そういう形でとっていけば圧縮できるのではないかと思います。

(B委員)

今委託をされている業者は5社ありますが、こちらは毎年、増えたりする性質のものではないので、ここ何年か同じ業者ですか。

(説明者)

5者は同じです。ただ、台数は減っています。

(B委員)

ごみの収集車は、もちろん特別な車ですが、1台いくらくらいかかるものですか。

(説明者)

ごみの収集車ですか。

(B委員)

今はし尿処理でしたね。

(説明者)

ごみの収集車であれば、1台1,000万円くらいかと思います。

(B委員)

旧市内では、15,000世帯を11台で見ているということですか。単純に考えますと、1台あたり1,360世帯ですか。

(説明者)

当課では、1台当たりの収集区域割りを世帯数ではなく便槽数で管理しており、区域によって、受け持っている便槽数が異なります。例えば、申し込み制区域だと1ヶ月に全体の29%から申し込みがあり、受け持ち便槽全てを毎月収集するというわけではありません。また定期巡回制区域を受け持っている収集車は、月に1回、収集しており、だいたい900前後の便槽を受け持っています。従いまして、定期巡回制区域の900便槽から申し込み制区域で最大2,500便槽を受け持っております。

(B委員)

冬道など、狭い道もあるので大変かと思いますが。朝から夕方まで車は動いているのでしょうか。

(説明者)

午前8時半から午後5時までです。

(D委員)

し尿収集運搬委託料内訳で、台数で割りますと、1台あたりの金額は減っていないように思えます。先ほどのごみの収集車では、17.8%減らしているということでしたが、これについてはどのようになっていますか。

(説明者)

資料は21年度の方から出していますが、平成6年度に委託料はピークで2,500万円以上払ってしまっていて、それが23年度では1台で2,100万円あまりとなり、そういう意味では10数年間で16%程度は下がっているということで、随時、見直しをしています。

(E委員)

委託料については、し尿の収集状況を見て、一定の見直しをして、下げているということによろしいですね。

(説明者)

はい。

(進行役)

それでは、全体を通して改めて質疑を行います。

(説明者)

補足説明します。先ほどのお話の中に、事業所の汲み取りということがありました。現在、事業所は、一般廃棄物処理業の許可を受けている民間業者と個々に契約をして収集運搬を行っておりまして、料金も割高に設定しています。

(A委員)

ごみ収集の件で、最後に補足のあった収集方式についてです。函館は戸別収集方式をとっているということで、高齢化しているまちとしてはそのサービスはありがたい方式で、可能であればそのまま続けてほしいと思います。他の行政区からも評価をもらうということでしたが、資料を見てもほとんどがステーション方式です。札幌市が以前に検討した資料を見ると、ステーション方式でも30～40世帯で1か所ということが、市民から改善してほしいというもので、戸別収集、その中間の10世帯くらいの小規模収集のステーション方式について検討をした試算が出ています。その時の試算を見ると、戸別収集にすると、一般的にいわれるステーション方式で必要になる車両台数でかかる費用の

3.5倍程度になるというのが出ています。逆に考えると、戸別収集をステーション方式にすると3分の1になるという話にもなります。そのようにした方がいいということではありませんが、何らかの地域的な部分で可能なところは小規模なステーション方式に変えていくとか、組み合わせで工夫して台数を減らすことはできないのかということについては、函館市としては検討しているのでしょうか。

(説明者)

全市的に、各戸収集を浸透させていきたいという思いはあります。将来的にも、他都市から市に視察に来て、高齢化に対するふれあい収集については、ステーションまで50メートルもごみを持っていかなければいけない。他の都市では、旦那さんがごみを車で持って行かなければならないというものがありますので、やはり戸別収集の方が一番いいのかなと思っています。今現在は、東部4支所地区については、まだステーション方式を基本としていますので、旧函館市が個別路線を、東部4支所はステーション方式を基本として2パターンでやっているというのが実態です。

(A委員)

大きな都市で、例えば京都市では、カラス対策で燃やせるごみと生ごみだけは戸別収集にして、それ以外はステーション方式として併用しています。市の財政がという話が出てきますけれども、経費を削減していこうとしたときに、いろいろな方式、方法を、今の現状が一番ベターだという認識については、私も同感なのですが、見直せるところ、変えていくところを検討していかなければならないのかなと思います。ぜひ、そういうところで出来そうなことがあれば取り組みをしていくという検討をお願いします。

(D委員)

参考までお聞きします。分別収集は、市民の協力でしっかり分別されて出されているのでしょうか。

(説明者)

分別率ですね。

(D委員)

混ぜて出している人はいますか。

(説明者)

排出指導というのがあります。まず収集段階で、ごみが分別されていなければ収集できませんというシールを貼ります。そうすると各家庭は収集されていないので、ごみを

見直して出し直します。また次の収集日に出すということになります。それで分別が分からない場合は、環境部に電話をしていただくと、適正排出指導班という部署があり、職員が出向いて教える体制をとっています。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

収集委託料（塵芥処理費）では「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が3票、判定結果は『見直しが必要』となりました。

収集委託料（し尿処理費）では「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が3票、判定結果は『見直しが必要』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。